

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 条 例

ページ

○知事等及び職員の給与の特例に関する条例

(人事課) 一

○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(同) 二

## 条 例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例

(知事等の給与の特例)

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号。以下「特別職給与等条例」という。)第二条の知事等の給料の月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)に係るもの限り、特別職給与等条例第三条の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与等条例別表第一の給与額欄に掲げる月額(以下この条において「基礎額」という。)から、知事にあつては基礎額に百分の十二、副知事にあつては基礎額に百分の十一、公営企業管理者及び常勤の監査委員にあつては基礎額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料の月額は、特例期間に係るもの限り、県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第四十四号)第二条第二項の規定にか

わらず、同項に規定する月額(以下この条において「基礎額」という。)から基礎額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

(職員の給与の特例)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)  
第四条 第一項の給料表の適用を受ける職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号。以下「任期付職員条例」という。))第四条の二の特定業務等従事任期付職員を除く。以下この条において「職員」という。)の給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第四十六号。以下「平成十九年改正条例」という。))附則第九項から第十一項までの規定による給料を含む。以下この項において同じ。)は、特例期間に係るもの限り、給与条例第四条から第五条の三までの規定(平成十九年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料が支給される場合には、これらの規定を含む。)並びに任期付職員条例第四条の二及び第四条の三の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この項において「基礎額」という。)から基礎額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額、教職調整額及び勤務一時間当たりの給与額(給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

## 給 料 表

行政職給料表		職務の級	割合
二級以下		二級以下	百分の四・七七
三級から六級まで		三級から六級まで	百分の七・七七
七級以上		七級以上	百分の九・七七
公安職給料表		三級以下	百分の四・七七
		四級から七級まで	百分の七・七七
		八級以上	百分の九・七七

教育職給料表(一)		二級以下	百分の四・七七
		特二級以上	百分の七・七七
教育職給料表(二)		二級以下	百分の四・七七
		特二級以上	百分の七・七七
研究職給料表		二級以下	百分の四・七七
		三級及び四級	百分の七・七七
		五級	百分の九・七七
医療職給料表(一)		一級	百分の四・七七
		二級及び三級	百分の七・七七
		四級	百分の九・七七
医療職給料表(二)		三級以下	百分の四・七七
		四級から六級まで	百分の七・七七
		七級	百分の九・七七
医療職給料表(三)		三級以下	百分の四・七七
		四級以上	百分の七・七七

2 給与条例第九条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額、特例期間に係るもの限り、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額（以下この項において「基礎額」という。）から基礎額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎額とする。

（任期付職員の給与の特例）

第四条 任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員又は同条第三項の規定による給料

月額を受ける職員の給料月額は、特例期間に係るもの限り、同条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎額」という。）から基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

一 任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員であって、その号俸が一号俸から四号俸までのもの 百分の七・七七

二 任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員であってその号俸が五号俸以上のもの又は同条第三項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

（任期付研究員の給与の特例）

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第一項若しくは第二項の給料表の適用を受ける職員又は同条第四項の規定による給料月額を受ける職員の給料月額は、特例期間に係るもの限り、同条第一項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎額」という。）から基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

一 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員であってその号俸が一号俸から三号俸までのもの又は同条第二項の給料表の適用を受ける職員 百分の七・七七

二 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員であってその号俸が四号俸以上のもの又は同条第四項の規定による給料月額を受ける職員 百分の九・七七

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

（給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

2 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「基礎額に」とあるのは、「給与条例附則第二十九項第一号に定める額に相当する額を減じて得た額から、その額に」とする。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

○宮城県条例第四十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年四月一日」の下に「から同年六月三十日までの間及び平成二十六年四月一日」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。